

国際平和支援法など安全保障関連法案の撤回を求める意見書

政府は、平成26年7月に集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、自衛隊の活動を拡大する考えを打ち出しました。そして、平成27年5月15日には安全保障関連法案が国会に提出され、審議が行われています。

安全保障関連法案は、国際紛争に対処する他国籍軍の後方支援を新たな立法措置をとらなくても随時可能にする「国際平和支援法案」と、集団的自衛権の行使を可能とする武力攻撃事態法や自衛隊法など10件の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」の2法案であり、国民生活に関わる極めて重要な法案であります。

国際情勢の変化とともに、わが国に求められる国際貢献のありかたも変わってきており、新たな対応の必要性が主張される一方、自衛隊の海外派遣や集団的自衛権行使の判断が、時の政権の裁量に委ねられてしまうのではないかと不安視する声も高まっています。

また、平成27年6月4日に衆議院憲法審査会で行われた参考人質疑では、憲法を専門とする有識者3名全員が、法案について憲法違反との認識を表明し、違憲性を問う動きが強まっています。憲法に基づかない政府の統治は、立憲主義に反することになります。

集団的自衛権の行使容認は、これまで歴代政府が踏襲してきた戦後の安全保障体制を根本から変えようとするものであり、憲法解釈の変更だけで対応すべきものではありません。

よって、国及び政府関係機関に対し、安全保障関連法案の即時撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年6月26日

岩手県北上市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、社会保障や環境対策など果たす役割が拡大するなか、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定等、新たな政策課題にも直面しています。増大するニーズに対応するためには、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、平成32年度プライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政を歳出改革の重点分野としています。財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、平成28年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であり、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括生活ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と、地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成28年度以降も継続すること。
- 4 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を測るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な

経費に振替えること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年6月26日

岩手県北上市議会

30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持と拡充及び教育 予算の拡充を求める意見書

平成23年度に義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化がはかられました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、今後、少人数学級への着実な実行が必要です。日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員一人あたりの児童生徒数が多く、きめ細やかな対応をするためには学級規模を引き下げることが必要です。平成22年に文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、回答者の約6割が小中学校の望ましい学級規模として、26から30人を挙げており、このことから保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の本質です。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟28カ国の中で最下位であり、また、国の三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、これにより教育予算は地方自治体の財政を圧迫しています。地方自治体が教育費の財源を安定的に確保するためには、義務教育費の国庫負担制度を堅持し、さらに国の負担割合を3分の1から2分の1へ引き上げることが必要です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材の育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国及び政府関係機関においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級を目指すこと。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年6月26日

岩手県北上市議会

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続を求める意見書

東日本大震災から4年が経過しました。被災地では、いまだ地域の復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たない中、家庭や地域での様々な問題が子どもたちの生活に大きな影響を与えています。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の補正予算において、「東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に就学支援等を実施する」ため、平成26年度まで必要な支援ができるよう創設されたものです。この交付金により、幼稚園の保育料や入園料、小・中学校の学用品費や通学費、高等学校の奨学金、私立学校の授業料等の減免など多くの就学支援等が行われ、被災した子どもたちや保護者に大きな安心感を与えてきました。

しかし、この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成26年度までの事業となっており、平成27年度においては、基金方式ではないものの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として継続されましたが、集中復興期間が終了する平成28年度以降どうなるのか見えない状況となっています。この交付金の対象者は平成25年度で52,436人となっており、これからもこの事業を必要とする子どもたちは数多くいます。

よって、国及び政府関係機関においては、引き続き平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続していただくよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成27年6月26日

岩手県北上市議会

農協法改正をはじめとした「農業改革」に関する意見書

今国会に提出された「農業改革」に関する法案は、競争原理が馴染まないとされてきた農業を企業の自由競争の場に開放し、「岩盤規制」と称される農協法や農業委員会法及び農地法の改正を目指すものであり、地域農業や農協のあり方にとどまらず、国民の食料や地域の将来に重大な影響を及ぼす可能性があります。

農協法の改正は、JA全中による各地の農協、農家への指導・監督体制が国内農業の競争力強化を阻む障害になっているとの判断によるものですが、JA全中の中央と地域を結ぶ調整役としての役割を軽視するものであり、農業者に大きな影響を与える恐れがあります。農業委員会法の改正による公選制廃止は、農家の代表としての役割が失われ、地域農業の実態に即した農業振興が図られなくなるとともに、農業振興に対する農業者の意見表明の場の減少につながると考えます。また、農地法の改正においては、農業生産法人の要件緩和は、企業参入の加速化が想定され、法人の意思決定権者が地域内に存在しない事態や、今後の集落内の農地の利用や調整に懸念が生じます。特に岩手県内は他県に比べると中山間地が多く、農地集積が難しい地域であり、現状に即していないと考えます。

当市は兼業農家が大部分を占めており、今回の「農業改革」が進められれば、家族的農業経営が成り立たなくなり、地域農業や地域社会の維持・発展が阻害されると考えます。後継者は、自家に農地があることで近隣の職場で働きながら休日に農業をしていますが、農地が集約化されると農業をする必要がなくなることから地元に残る理由がなくなり、首都圏への人口流出が加速し、地域が衰退するとの危惧があります。

私たちは、今日食料危機が心配されるなか、農業者を支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、及び協同組合の発展によって、様々な担い手による協働を進めることが農業を始めとして地域の活性化につながると考えます。

以上の状況に鑑み、次の事項の実現を強く求めます。

- 1 農業改革にあたっては、一般企業の農地取得に道を開く農地法改正や農業委員会の公選制廃止などを止め、地域の実情を踏まえた内容とし、食料自給率の向上をめざすものとする。
- 2 協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成27年6月26日

岩手県北上市議会